

## 平成25年度 第6回 役員会議事要旨

日 時 平成25年6月12日（水） 10時30分～11時18分

場 所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，岩本理事，緒方理事

欠席者 宮崎理事

陪席者 川上監事，向井監事，後藤学長室長

○ 学長から，平成25年度第3回役員会議事要旨の確認依頼があった。

### 【 審議事項 】

#### （ 一括審議事項 ）

学長から，平成25年4月10日，5月22日及び6月5日開催の役員会で協議し，また，6月10日開催の経営協議会で審議了承された4案件について，一括審議する旨の説明があった。

次いで，総務課長から，一括審議事項の概要について次のとおり説明があり，審議の結果，4案件すべて了承された。

#### （1）国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正について

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の施行により，本法人も「臨時特例（減額支給）に係る対応について」の方針を決定し減額支給を実施していたところであるが，除外していた附属学校の教員について，佐賀県職員の給与が減額されることに伴い附属学校教員についても減額支給対象とする案件。

#### （2）平成25年度国立大学法人佐賀大学補正予算（第1次）（案）について

平成25年3月15日付け承認になった平成23年度の剰余金の繰越承認額（以下「目的積立金」）について，「目的積立金の取扱いについて（平成23年5月11日役員会決定）」に基づく目的積立金の事業計画に対し，平成22年度の目的積立金の繰越額と併せて新たな支出予算を講ずるもの。

また，平成16事業年度財務諸表における誤謬により生じた現金残については，附属病院再整備のために有効活用する（平成25年5月8日役員会決定）としたことから，附属病院に配分する案件。

(3) 平成24事業年度決算について

主務大臣へ財務諸表等を提出し承認を受けなければならない旨定めている独立行政法人通則法第38条第1項及び同条第2項は、国立大学法人法第35条において、国立大学法人に準用することとされている。このため、本法人の平成24年度財務諸表等について、文部科学大臣に提出し、承認を受けようとする案件。

(4) 平成26年度概算要求事項について

平成26年度概算要求に向けて、「組織整備」、「特別経費（プロジェクト分、基盤的設備等整備分（設備マスタープラン含む）」について事項・順位を決定するとともに、「施設整備費補助金」及び「施設費交付事業費」について、事項・順位の決定を行う案件。

(5) 平成25年度評価反映特別経費に係る業務の評価の配分基準等（案）について

学長から、本件について、部局の教学（教育）、学術（研究）、社会貢献（地域・国際貢献）及び運営基盤における諸活動の成果に関するIR室から提供される情報に基づき評価を行うために、平成25年度評価反映特別経費の予算配分要領第3の規定に基づく業務の評価の配分基準等について定めるものである旨の説明があった。

次いで、財務部長から、教学の視点12項目、学術の視点4項目、社会貢献の視点3項目、運営基盤の視点2項目の計21項目を設定すること、また、各評価項目の目的等により、設定する達成度に応じた評価、実績件数及び実績率による評価、学内または全国の平均との比較による評価、前年度との比較による評価、過去の年度平均との比較による評価及び貢献度による評価を実施することの説明があった。なお、休講による代替措置の実績及び女性教員比率及び女性任用に係る規程の整備状況については、次年度の業務の評価における評価項目として追加検討を予定している旨、さらに、本件については、6月5日開催の拡大役員懇談会で意見を照会していたが、特段の意見は無かった旨の説明があり、審議の結果了承された。

(6) その他

特になし。

**【 協議事項 】**

(1) 佐賀大学学位規則の一部改正について

学長から、本件は、教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化の推進の観点から、博士の学位を授与された者は当該博士の学位の授与に係る

論文をインターネットの利用により公表すること等の学位規則（文部科学省令）が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、教務課長から、佐賀大学学位規則第21条（博士論文要旨等の公表）に、「インターネットの利用により公表する」旨を明記すること、同規程第22条（博士論文の公表）第3項に、「本学の協力を得て、インターネットの利用により行わなければならない」旨を明記すること等、改正の概要について説明があった。また、役員会で審議決定された日から施行し平成25年4月1日から適用すること、さらに、平成25年6月4日開催の大学教育委員会で審議了承された旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (2) その他  
特になし。

## 【 報告事項 】

- (1) 「国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令（定年前に退職する意思を有する職員の募集に係る規定の整備等）の施行に伴う本学の対応について

岩本理事から、国家公務員の退職手当支給水準引き下げ等については、平成24年8月7日に閣議決定され、また、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成24年11月26日に公布されていたが、その内容について、一部不明であったものが、今般、明らかになったため報告するものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、これまでの経緯、閣議決定の内容、退職手当の改正内容の概要（早期退職のインセンティブ拡大等）について詳細な説明があった。

さらに、岩本理事から、本学の対応については、これら報告した内容を踏まえ、国の制度に準拠し、人事制度委員会等で検討をすすめ、経営協議会及び役員会で審議していくこととしたい旨の説明があり、今後の対応について確認された。

- (2) 平成25年度会計監査人の選任について

岩本理事から、本件について、本学から3法人を選考し、文部科学省へ提出していたところ、平成25年5月29日付け文部科学省からの通知により、本学の平成25年度会計監査人に「新日本有限責任監査法人」が選任されたこと、また、平成25年度から27年度までの3ケ年の複数年選定である旨の報告があった。

(3) その他  
特になし。

**【 その他 】**

- 総務部長から、美術館への寄附について、6月期賞与も近いことから、美術館への寄附について関係各位へ依頼があった。
  
- 学長から、2期目を就任することについて報告があり、日々の業務は増加するばかりであるため、やるべきこと、やめてよいことを見極め、業務の見直しを行うことが大切であること、今後も、教職員各位には、やりがいをもって業務遂行してほしいこと等の発言があった。

以 上